# 2023 年度 標準仕様ワーキンググループ活動計画(案)

2023 年 4 月

標準仕様ワーキンググループ主査

### 2023 年度 標準仕様ワーキンググループ活動計画

#### 1. 2023 年度の目標と活動方針

#### (1) 2023年度の目標

標準推進委員会配下に設置されている当該標準仕様ワーキンググループ(以下、「当 WG」という。)においては、地方公共団体の情報システムの抜本的改革の実現、および地方公共団体内外の様々な情報システムのオープンな連携を実現する基盤となる「地域情報プラットフォーム標準仕様(以下、「地域情報 PF 標準仕様」または「同標準仕様」という。)」を策定してきた。

現在、国は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等により「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」を進めており、2022 年 8 月には「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書」や「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」も策定・公表され、一通りの標準仕様書が出揃ったところである。当 WG においても、これらの検討結果を踏まえて見直しを継続して推進することを目標とする。

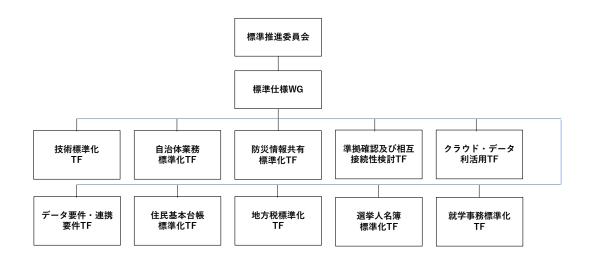
#### (2) 2023 年度の活動方針

上記の背景を踏まえ、国で標準化される業務(20 業務)やデータ要件・連携要件については、 ダブルスタンダードを避ける観点から、定義範囲を含めた地域情報プラットフォーム標準仕様の 在り方を今後具体的に検討していく。また、国が進める自治体システム等標準化の動向と合わ せ、自治体システム等の標準化の普及活動を引き続き推進していく。

#### ① 作業部会を中心とした活動

当 WG においては、次の図に示す作業部会(以下、「TF」という。タスクフォースと読む)が 年度毎に設定する活動計画に基づき、地域情報 PF 標準仕様 <sup>1\*</sup>、ガイドライン、基本説明書、 および関連する活動成果ドキュメントの見直し・現行化に向けて活動する。

当 WG は、各 TF が検討した内容を精査し、横断的に調整が必要な課題については調整・解決したうえで、標準推進委員会に報告・提出する。



#### ② 他の WG との連携した活動

標準推進委員会配下に別途設置される GIS-WG や教育・校務 WG と連携し、その成果である各仕様案について、技術標準や自治体業務標準、防災情報共有標準、準拠及び相互接続性の観点から地域情報 PF 標準仕様としての整合性等の確認を実施する。

#### ③ 地域情報 PF 標準仕様としての整合性を担保する活動

上記①と②で示した精査・確認を踏まえ、地域情報 PF 標準仕様、ガイドライン、基本説明書および関連する活動成果ドキュメントに対して、標準推進委員会へ提示するための承認を当WG 内で得た後、最終仕様案として標準推進委員会へ提出する。

#### ④ 国の施策に連動した活動

国の施策と同期をとり、関連する課題や要件について当 WG 配下の TF 等での詳細検討を踏まえ、地域情報 PF 標準仕様に反映されるべき内容が明確化された場合、それら反映作業の全体取りまとめを行う。また、そのプロセスの中でTF間の横断的な調整が必要な場合は、それらの調整を行う。

#### 2. 2023 年度の取り組みテーマとワーキングループ開催計画

#### (1) 取り組みテーマ

2022 年度は、当 WG 配下の各TFにおいて検討した活動の成果として、「地域情報 PF 標準仕様 APPLIC-0002-2023」を取りまとめた。今年度は、法制度改正対応や必要とされる技術仕様の見直しの検討を実施し、年度末に「地域情報 PF 標準仕様 APPLIC-0002-2024」として全体を取りまとめる計画である。

#### ① 技術標準化 TF

アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様に関しては、現行の地域情報 PF標準仕様で採用している技術の強化や規格の現行化に加え、デジタル庁が推進する「データ要件・連携要件」および「共通機能」の標準仕様書をもとに、地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しと現行化を行う。

#### ② 自治体業務標準化 TF

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様に関しては、地方税制の改正等、各種法制度の 改正について必要に応じた対応を行う。情報提供ネットワークシステムやマイナポータルとの情 報連携、官民データ活用対応などについて必要に応じて標準仕様の見直しを進める。

また、政府が進める住民基本台帳や地方税業務等の各種自治体業務に関する標準仕様策定の進捗状況を踏まえながら、各業務ユニットの標準仕様の改定の検討を昨年度に引き続き行う。

#### ③ 防災情報共有標準化 TF

防災業務アプリケーションユニット標準仕様の改定・見直しに向けた検討を継続しつつ、国が進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にもとづき検討されている、防災分野におけるデータ連携のためのプラットフォームの整備動向をとらえ、中長期的な展望から防災情報共有ユニットに必要とされる機能、今後の在り方等について検討を行う。

#### ④ 準拠確認及び相互接続性検討 TF

標準化活動の継続として、技術や各業務標準仕様の改定に合わせて準拠確認チェックリスト及び相互接続確認テストモデルの見直し、を行うほか、相互接続確認イベントを企画する。また、地域情報プラットフォーム標準仕様の今後の在り方の具体的な検討について、関連する WG/TFと連携して取り組み、地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様 V4.0(2024 年度予定)の改定方針の検討を行う。

#### ⑤ クラウド・データ利活用 TF

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年(2022年)6月7日 閣議決定)を受け、デジタル庁等、ガバメントクラウドの構築を担う省庁と、ガバメントクラウド上に業務システム等の構築を担う事業者との情報交換、意識共有の場を設置し、課題共有や解決への寄与を目指す。

#### ⑥ 個別業務標準化TF

各省の検討に対応し、地域情報プラットフォーム質問対応、標準仕様書レビュー、各種 QA 等の確認対応を行う。なお、対応体制は事業者視点での実現可能性等の回答を基本とするため、システムパッケージ事業者を中心に構築した。

各省検討会の検討作業に合わせ、各種問い合わせやレビュー依頼等に対応した作業を行う。2025 年度までの確実な PKG 対応、実装を可能とすることを目標とする。

#### ⑦ データ要件・連携要件 TF

デジタル庁において、基本方針の一環として、標準システムにおいて取り扱われるデータとその連携に関する基準である「データ要件・連携要件」の作成が進んでいる。

「データ要件・連携要件」の策定においては、標準化基準に適合した業務パッケージを開発する事業者との十分な協議と理解が欠かせない。「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書【第 1.0 版】」が 2022 年 8 月末に公表された後、2023 年 3 月末には【第 2.0 版】へ改定されたことを受け、引き続き事業者視点での確認を行い、デジタル庁と十分な協議の場を持ち、「データ要件・連携要件」の改定・精度向上に協力することを目標とする。

#### (2) 標準仕様 WG 開催計画

開催回	開催日	議題案/開催概要案
第1回	5月10日(水)	① 標準仕様 WG および同 WG 配下に設置される各 TF の活動計画 について審議する。 ② 必要に応じて、他の委員会や WG の活動方針の共有をする。
第 2 回	10 月上旬	① 2023 年度前半の各 TF の活動状況を報告する。 ② 2023 年度下期の活動計画を報告する。 ③ 標準推進委員会への報告内容について審議する。
第3回	12 月下旬	① 2023 年度の地域情報 PF 標準仕様および関連する成果物のドキュメントの修正範囲(スコープ)と、修正方針(ターゲット)について、報告・協議する。
第 4 回	2 月下旬	① 2023 年度の地域情報PF標準仕様および関連する成果物のドキュメントの内容について、報告・協議を実施し、標準推進委員会へ報告内容について審議する。

#### 3. 成果物(予定)

● 地域情報プラットフォーム標準仕様 APPLIC-0002-2024 として全体をとりまとめる。

#### 2023 年度 技術標準化タスクフォース活動計画(案)

#### 1 活動テーマと作業項目

標準推進委員会では、地域情報化を支える地域情報プラットフォームを中心とした標準化活動(技術標準、自治体業務、GIS、防災、教育)を継続するとともに、ダブルスタンダードを避ける観点から地域情報プラットフォームの今後の在り方を具体的に検討しつつ、政府の進める地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組みへの協力を行っていくことを活動方針としている。

技術標準化タスクフォース(以下「当 TF」という。)では、技術標準化の最新化を進めるとともに、デジタル庁が推進する「データ連携・連携要件」および「共通機能」の標準仕様書をもとに各業務アプリケーションユニットで採用されるデータ交換方式やデータ形式の標準化の見直しを行う。

#### (1) 標準仕様の見直し、現行化対応

当 TF が管理するプラットフォーム通信標準仕様とアーキテクチャ標準仕様の見直し、現行化に対応するため、以下の三点について動向を注視し、技術要件の把握や検討を行う。

① 現行の地域情報プラットフォーム標準仕様として採用している技術や規格 地域情報プラットフォーム標準仕様の準拠認定や相互接続仕様として明記されている規格に関して最新化の動向を確認し、現行化の対応を行う。 主に、業務アプリケーションユニット間のデータ連携に必要な技術要件が対象となる。

② 国の「地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化」の対応

デジタル庁が推進する「データ連携・連携要件」および「共通機能」の標準仕様書の技術要件をもとに、地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しや現行化の検討を行う。特に、標準準拠外システムを範囲に、標準準拠システムとの連携や標準準拠外システム間の連携要件に関する技術要件を確立していく。

③ Web アプリケーションを開発する際に採用されている技術や規格 業務アプリケーション開発において採用されている言語や開発環境、セキュリティなどの 技術や規格に関して幅広く情報収集を行い、自治体の業務システムの開発や運用保守に 有効なものについては必要な対応を行う。

#### (2) その他

① 質問(QA)やチェンジリクエスト(CR)への対応

アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様、ガイドラインを対象として QA や CR の対応を行う。SOAP 等の一般的な仕様に関する QA は受け付けない。

② 地方公共団体からの意見や要望への対応

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム構築に取り組んでいる自治体からの意見や番号制度をはじめとする国の情報通信施策の動向を踏まえ、必要に応じて、アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様およびガイドラインの見直しを行う。

### ③ 他の TF や WG との連携対応

自治体業務標準化 TF、準拠確認及び相互接続性検討 TF、防災情報共有標準化 TF、GIS-WG、教育・校務 WG で検討されている各仕様案を、地域情報プラットフォーム標準仕様体系に組み込む際に、技術標準の観点から整合性の確認を行う。

# 2. スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
標準推進委員会							<b>·</b> △第一回 <b> </b>					<b>-</b> △第二  <b>-</b>	回
標準仕様WG		△第一回 活動方針			中	△第二 間報告、	議案審議	標準	仕様保守	その審議を	再三回 方針の審議、承認 の審議承認 △第四回 年度成果の最終審		
技術標準化TF			 第一回 動方針 			△第二回	]	△第三回	1	年度成	┃ □ △第四 果の最終 ■	回 審議、承認 	j

開催回	開催日	議題案/開催概要案
第1回	5月下旬	・活動方針の説明 ・活動テーマ協議
第 2 回	9月上旬	<ul><li>活動テーマの検討状況の共有、協議</li><li>標準仕様 WG での活動報告内容の協議、承認</li></ul>
第3回	12 月上旬	・テーマ毎の検討内容の協議 ・今年度の活動成果の集約方針協議
第4回	2 月上旬	<ul><li>・今年度成果の審議、承認</li><li>・標準仕様 WG での活動報告内容の協議、承認</li></ul>

### 3. 成果物(予定)

- ・ アーキテクチャ標準仕様 V3.4
- ・ プラットフォーム通信標準仕様 V3.4

# 2023 年度 自治体業務標準化 TF 活動計画(案)

# 1. 検討テーマと作業項目

### (1) 法制度改正への対応

例年通り地方税制の改正等、法制度の改正について、地域情報プラットフォーム標準 仕様の見直し(改定)を行うか検討する。検討の結果、例年通り法制度の改正について対 応を行う場合には、必要に応じた地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しを行う。

#### (2) 自治体システム等標準化への対応

デジタル庁が検討を進める「データ要件・連携要件」の対象範囲 2 0 業務以外の業務 システムを対象として、標準化対応以後の地域情報プラットフォーム標準仕様につい て検討を行う。

#### (3) その他

#### ① 他組織との連携

他の組織(ワーキンググループ、タスクフォース等)が策定する地域情報プラットフォーム標準仕様で定義される業務ユニットとの情報連携について、他の組織と連携して協議を行い、必要に応じて自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の見直しを検討する。また、他の組織の協議を受けて、自治体業務標準化 TF として検討すべき課題について、必要に応じて協議を行う。

#### ② Q&A、CR (チェンジリクエスト) 対応

地域情報プラットフォーム標準仕様を実際に適用している自治体・ベンダ、および「相互接続確認イベント」の結果として出された Q&A や CR (チェンジリクエスト) について、回答を行う。

また、地域情報プラットフォーム標準仕様へのフィードバックの必要性を検討・判断 し、必要に応じて地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しを検討する。

また、上記の作業項目の結果を踏まえて、必要に応じて、「地域情報プラットフォーム基本説明書」「ガイドライン」の改版を行う。

# 2. 検討方法

#### (1) TF の運営

TF 設置・運営にあたっては、下記の通りとする。

- ・構成員は、標準仕様ワーキンググループメンバより公募する。
- ・TFには、複数の自治体に参加頂くことが望ましいと考える。
- ・TF の開催頻度は、検討内容と規模に応じて、リーダによって適宜設定する。
- ・TF の検討結果等は、標準仕様 WG へ報告し、必要に応じて議案とする。

#### (2) 作業の進め方

本 TF での作業については、メンバで作業を分担して実施する。

法改正対応については、業務ユニット毎に担当者を設け、担当者が現行の地域情報プラットフォーム標準仕様への影響について調査・検討し、改定案の素案を作成した後、メンバ全員で改定案の確認・レビューを行うものとする。TF メンバ以外への意見収集について、引き続き今年度も実施する予定。

また、QA、CR対応については、前述の業務ユニット毎の担当者を中心に行うが、地域情報プラットフォーム標準仕様の内容や方向性を大きく変え得る強化要望項目が出された場合など、協議が必要と判断したものに関しては、TFメンバ全員で協議を行うものとする。

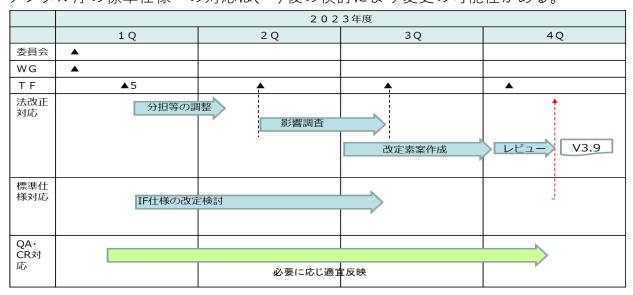
# 3. 成果物(予定)

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V3.9

#### スケジュール(案)

以下を目途に TF 活動を予定する。

デジタル庁の標準仕様への対応は、今後の検討により変更の可能性がある。



# 2023 年度 防災情報共有標準化タスクフォース活動計画 (案)

#### 1. 検討テーマと作業項目

本年度の活動では、防災分野における全国の地方自治体業務の効率化を図るため、法改正等に応じた防災業務アプリケーションユニット標準仕様 防災情報共有ユニット(以下、防災情報共有ユニット)の標準 仕様の改定・見直しに向けた検討を行いつつ、国が進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にも とづき検討されている、防災分野におけるデータ連携のためのプラットフォームの整備動向をとらえ、中長期的な展望から防災情報共有ユニットに必要とされる機能、今後の在り方等について検討を行う。

#### (1) 国の動向をとらえた防災情報のデータ流通に関する課題検討

- ・内閣府防災を中心に準備が進められている次期総合防災情報システムでは、国の関係省庁のみならず、地方自治体等も利用可能とすることを基本に検討が進められており、防災情報共有ユニットの在り方、取り扱うべきデータ要件等にも見直しが必要になってくることから、国の動向把握、TFメンバへの情報共有を図りながら今後の在り方を検討する。
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様の今後の方向性とも整合性を図りつつ、国が整備するプラットフォームとの棲み分け、防災分野におけるデータ連携方法について検討を行う。

#### (2) 法改正等への対応、地域情報プラットフォーム準拠登録、APPLIC 事務局活動支援

- ・現在の法制度において火災・災害等即報要領等の改正があった場合は必要に応じて防災情報共有 ユニットの標準仕様の改定・見直しを検討する。
- ・準拠登録の手続き他、APPLIC事務局を中心に実施している地域情報プラットフォーム標準仕様へのQ&A・CR(チェンジリクエスト)対応活動に対して必要に応じて支援等を行う。

#### (3) その他

・APPLIC内の他のWG、TFの検討内容・成果等を踏まえ、必要に応じて連携、協議を行い、防災情報 共有ユニットの見直し検討や普及活動支援等を行う。

#### 2. スケジュール(予定)

	主担当			2024年									
	工担目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準推進委員会								△ 第1回					△ 第2回
標準仕様WG	WG		△ 第1回				△ 第2[	1		△ 第3回		△ 第41	
防災情報標準仕様TF (集合 or メール開催)	TF	★ TF募	△ 集 第1	<b>0</b>			△ 第2回					△ 第3回	
防災情報共有ユニット 標準仕様改定及び見直し				法改正	等の防災国	関連動向確	認/標準化	土様見直し	検討/標準	性仕様変更 「	(随時)		

#### 3. 成果物 (予定)

・防災業務アプリケーション標準仕様 防災情報共有ユニット(改定の必要性が生じた場合)

# 2023 年度 準拠確認及び相互接続性検討 TF 活動計画 (案)

# 1. 検討テーマと作業項目

標準化活動の継続((1)地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様の改定、(2)相互接続確認イベントの企画・実施)と(3)地域情報プラットフォーム標準仕様の今後の在り方の具体的な検討等を行う。

### (1) 標準仕様の改定

- ・ 今年度の関連 WG/TF における標準仕様改定の活動、相互接続確認イベントの 結果を踏まえて、必要に応じて準拠確認仕様(準拠確認チェックリスト)及び 相互接続確認仕様(総接続確認テストモデル)の改定を行い、地域情報プラッ トフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様の改定版(V3.9)としてまとめる。
- (2) 地域情報プラットフォーム標準仕様準拠登録製品の相互接続確認イベントの企画・実施
- ・ APPLIC事務局と連携し、最新の地域情報プラットフォーム標準仕様(APPLIC-0002-2022, APPLIC-0002-2023) に準拠した複数団体製品間の相互接続性を確認する「相互接続確認イベント」を企画する
  - 下期(1回)の実施を予定する。上期に APPLIC 事務局から APPLIC 会員向け にアンケートを実施し、開催計画を立案する。
  - 一 初参加の団体を対象に事前オリエンテーションを目的とした説明会を開催する。
  - リモート型での実施を想定して準備を進める。
- (3) 地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様 V4.0 (2024 年度 予定) の改定方針の検討
- ・ 2024 年度末を目途に、地域情報プラットフォーム標準仕様の今後の在り方の 具体的な検討が予定されている。関連する WG/TF での検討結果を踏まえ、業 務ユニットの記載省略、業務ユニット間の連携方式等技術仕様の改定、国の標 準準拠システムとの連携等への対応について改定方針の検討を行う。
- (4) 地域情報プラットフォーム準拠登録、Q&A の APPLIC 事務局活動支援
- ・ APPLIC 事務局を中心に実施している、地域情報プラットフォーム標準仕様へ の準拠登録製品拡充活動や、Q&A 対応活動に対して支援等を行う。

# 2. スケジュール (予定)

	→ +□ 1/	→ +D +V 2023年									2024年		
	主担当	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
標準推進委員会								△ 第1回					△ 第2回
標準仕様WG	WG	△ 第1					· 第	<u>^</u> ≨2回		△ 第3[		<b>△</b> 第4	r回 7
準拠確認及び相互接続性検討TF: 開催スケジュール	TF	★ TF募集	△ 第1	0	△ 第2[	<b>.</b>		△ 第3回				△ 第5回	l
準拠確認及び相互接続性検討TF: 課題検討	TF		メ ずによる 一マ設定	2	課題梭	討					様改定	の検討	
準拠確認及び相互接続性検討TF: 相互接続確認イベント	事務局 & TFリーダ			アンケ	} ─ <b>├</b>				募集·調 △ 説明会	Δ	△会議幸	上本番 △ 公 最告会	
準拠確認及び相互接続性検討TF: 準拠確認及び相互接続確認仕様成果まとめ	TFリーダ											成果ま	

# 3. 成果物(予定)

- ① 地域情報プラットフォーム準拠確認仕様の改定版
- ・ 「地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様 V3.9」
- ② 最新の地域情報プラットフォーム標準仕様の準拠登録製品間での相互接続確認イベントの実施

# 2023 年度

# クラウド・データ利活用検討 TF 活動計画 (案)

### 1 2023 年度の目標

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和 3 年法律第 40 号)において、標準化基準に適合した地方公共団体情報システム使用の義務化と合わせ、ガバメントクラウドとの明言はないものの、クラウド・コンピューティング・サービスの活用が努力義務とされているところである。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年(2022年)6月7日 閣議決定)において「地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。」とされている。また、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業なども実施されているところである。

一方で、ガバメントクラウドについては多くの内容がいまだ検討状態であり、標準準拠システムを供給する事業者がガバメントクラウド上に確実にサービスを構築し、自治体へ遅延なく提供可能とするためには課題が多くあることが懸念される。そこで、デジタル庁等、ガバメントクラウドの構築を担う省庁と、ガバメントクラウド上に業務システム等の構築を担う事業者との情報交換、意識共有の場を設置し、課題共有や解決への寄与を目指すものとする。

### 2 2023 年度の取り組みテーマ

上述の状況をふまえ、2022年度に引き続き、2023年度も下記の3テーマに取り組む。

#### 1. ガバメントクラウドに関する情報収集・共有

ガバメントクラウドについては先行事業が実施され、徐々に具体像が確定している状態にある。 しかしながら、まだ事業者がガバメントクラウド上にシステムを構築し、事業を実施するうえで 不確定の要素が残っている。

そこで、デジタル庁等のガバメントクラウド所管省庁と密に連携を行い、必要な情報の収集と TFメンバーとの共有を目指す。情報については未確定状態であっても、その点明示の上、可能な 限り早急な情報展開を目指す。

情報内容としては次のようなものが想定される。

ガバメントクラウドに関する

- 保有する機能(共通基盤機能など)、保証される性能
- 自治体領域の区分方針(仮想サーバ、仮想プライベートクラウド etc)
- システム保守手順、改修ルール、テストルール等

- 契約方法、利用のための ID 管理の方式等
- 自治体とのネットワーク環境

#### 2. ガバメントクラウドに対する要望のとりまとめ、提出

上記の確認事項については、事業者が一方的に情報の受け手となる形は望ましくない。確実なシステム構築、保守運用を行う上で、事業者としての意見、希望を提示し、所管省庁と双方向の議論が欠かせないものと考える。

今後、デジタル庁等から事業者への直接ヒアリングなども想定されるが、多くの事業者からバラバラの意見が出されることも望ましい方向とは言えない。

APPLIC において議論を行い、要望や意見について整理とりまとめを行うことが、効率的なガバメントクラウド実現において大いに有効であると考える。

本 TF において、可能であればデジタル庁等のオブザーバ参加を仰ぎ、意見についての協議を行い、TF 総意としての提出を目指す。

#### 3. 共通機能の標準に対する質問・意見提出

2023 年 3 月末に「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.0 版】」が公表されたところである。改定された仕様書をベースとした、実装に向けての意見交換や確認、デジタル庁への質問等を必要に応じて行う。特に仕様の解釈や実装上の疑義等を明確にすることを重点作業とする。

# 3 成果物(予定)

ガバメントクラウドについては検討状況であり、本年度の具体的成果物を明示することは困難である。

目標とする実質成果としては、

事業者が準備を確実に遂行できる水準でのガバメントクラウドに関する情報収集 事業者からのガバメントクラウドに関する要望のデジタル庁等への確実な提供 である。

# 2023 年度 個別業務標準化 TF 活動計画 (案)

以下の TF に関しては、設置の趣旨、活動計画が共通するため、合わせて計画を定義する。なお、以下の TF 全体を総称して「個別業務標準化 TF」と呼ぶ。

- 住民基本台帳標準化 TF
- 地方税標準化 TF
- 選挙人名簿標準化 TF
- 就学事務標準化 TF

# 1. 検討テーマと作業項目

#### (1) 自治体システム等標準化への対応

各省より対応する標準仕様が以下の通り、2023 年 3 月末時点で公表されている。

住民記録システム標準仕様書(第 4.0 版)【総務省】 印鑑登録システム標準仕様書(第 3.0 版)【総務省】 戸籍附票システム標準仕様書(第 2.0 版)【総務省】 選挙人名簿管理システム標準仕様書(第 1.2 版)【総務省】 税務システム標準仕様書(第 2.1 版)【総務省】 就学事務システム(学齢簿編成等)標準仕様書(第 2.1 版)【文部科学省】 就学援助事務システム標準仕様書(第 2.1 版)【文部科学省】

同仕様書の作成、改定作業に関して、各省の検討会から事業者視点によるチェックや技術的助言等の支援が求められている。

本 TF では各省検討会の検討作業に合わせ、各種問い合わせやレビュー依頼等に対応した作業を行う。

### (2) PKG 実装に向けた意見交換

各標準仕様の公表を受け、PKG 事業者には PKG 製品の標準仕様対応が求められているところである。しかしながら、その解釈や具体的な実装方法については明確になっていない部分も多々見受けられる。

そこで本 TF では PKG 実装にむけた事業者間の情報交換、意見交換を行うとともに、必要に応じて各省への提言や問い合わせ等を行う。

これにより、2025 年度までの確実な PKG 対応、実装を可能とすることを目標とする。

### 2. 検討方法

# (1) TF の運営

TF 設置・運営にあたっては、下記の通りとする。

- ・各省の検討会が自治体によって構成されていることを受け、TF構成員は原則 事業者(普通会員)とし、標準仕様ワーキンググループメンバより公募する
- ・TFの開催頻度は、各省検討会の開催状況、各省からの問い合わせ内容等 に応じて適宜設定する。
- ・TFの検討結果等は各省検討会への提供(回答)を基本とするが、地域情報 プラットフォーム標準仕様改定にかかわる内容については WG へ報告する

### (2) 作業の進め方

本 TF での作業については、各省からの依頼内容に応じ、適宜メンバで作業を分担して実施する。

作業は原則 GitHub 上で行い、集合性の会合は必要に応じてオンライン開催するものとする。特に仕様内容についての質問等の議論は GitHub の Issue を用いて実施する。

# 3. 成果物 (予定)

各省への回答を基本とするため具体的成果物は想定しない。

# 4. スケジュール (案)

各省検討会の開催状況に応じて適宜決定する。

策定された仕様書をベースとした、実装に向けての意見交換や確認、各省への質問作業を中心とする想定である。特に仕様の解釈や実装上の疑義等を明確にすることを重点作業とする。

# 2023 年度

# データ要件・連携要件 TF 活動計画(案)

# 1 2023 年度の目標

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和 3 年法律第 40 号)が制定され、地方公共団体情報システムの標準化が決定されるとともに、標準化基準に適合したシステムの利用が義務付けられた。

これを受け、各省では標準化基準の策定/改定が進むとともに、デジタル庁において、基本方針の一環として、標準システムにおいて取り扱われるデータとその連携に関する基準である「データ要件・連携要件」の作成が進んでいる。

「データ要件・連携要件」の策定においては、標準化基準に適合した業務パッケージを開発する事業者との十分な協議と理解が欠かせない。

「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件 標準仕様書【第 1.0 版】」が 2022 年 8 月末に公表された後、2023 年 3 月末には【第 2.0 版】へ改定されたことを受け、引き続き事業者視点での確認を行い、デジタル庁と十分な協議の場を持ち、「データ要件・連携要件」の改定・精度向上に協力することを目標とする。

### 2 2023 年度の取り組みテーマ

上述の状況をふまえ、2023年度も下記の3テーマに取り組む。

#### 1. データ要件・連携要件案についてのレビュー

デジタル庁と連携し、データ要件・連携要件の原案資料を入手、タスクフォースメンバーによるレビューを行う。

レビューは妥当性や実現可能性、費用対効果など事業者視点を中心に行う。その際 に疑義等がある場合はデジタル庁と連携し、確認を行う。

#### 2. データ要件・連携要件に対する意見提出

レビュー結果として「データ要件・連携要件」に対してタスクフォースの総意として修正すべきと決定されたものについては、デジタル庁へ提言する。

#### 3. QA 対応

「データ要件・連携要件」に関してデジタル庁より問い合わせがあった場合、適宜 タスクフォースより回答を行う。

# 3 進め方

事業者視点でのレビューとするため、タスクフォース参加者は普通会員に限定する。 短期間に多量の資料を効率的にレビューするため、作業は GitHub を活用し、原則集 合性の会合は開催しない。

デジタル庁との連携、協議については事務局が仲介し、必要に応じてオンラインミー ティングの場を持つなど、効率的な進め方を優先する。

# 4 成果物(予定)

デジタル庁の取り組みに対する協力を目標としており、個別の成果物は予定していない。